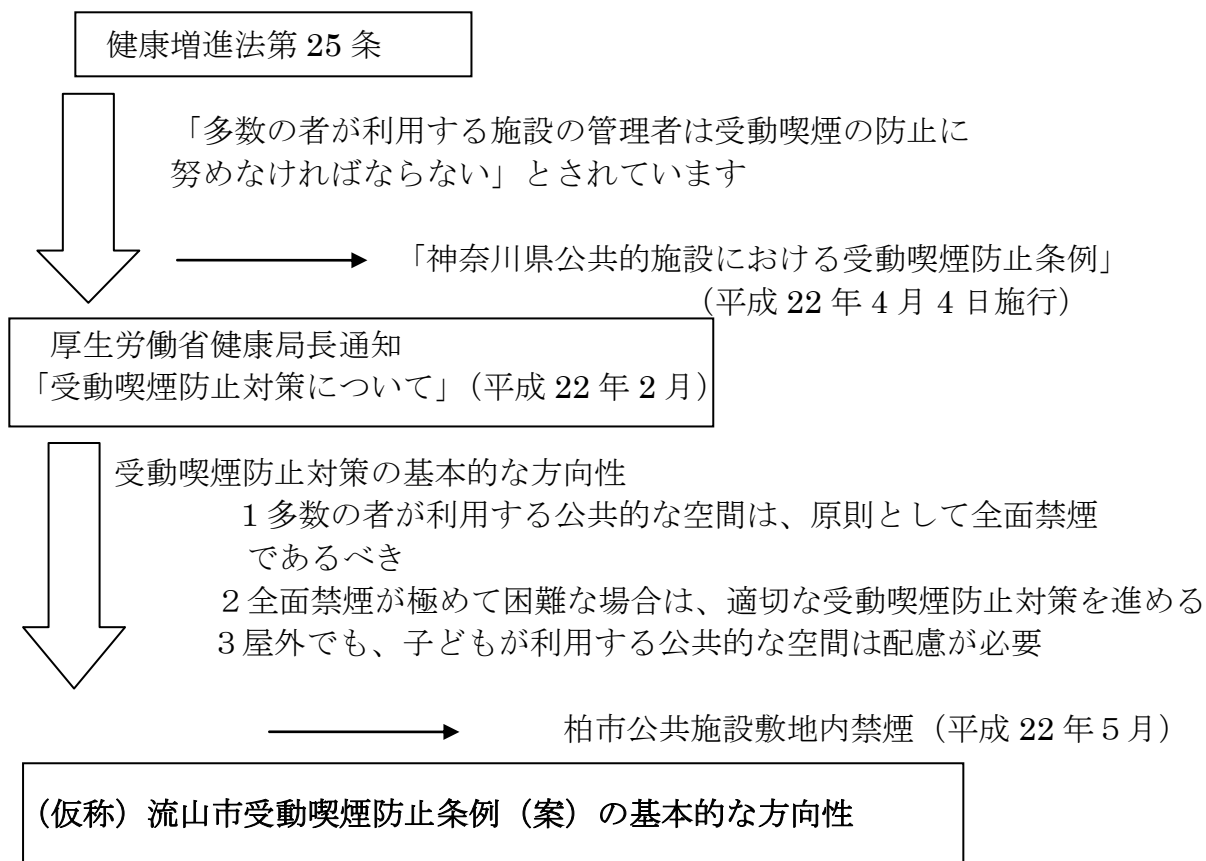


(仮称) 流山市受動喫煙防止条例 (案) の基本的な考え方の背景と趣旨

「健康増進法」では、多くの人が利用する施設の管理者に対し受動喫煙の防止する対策を講じることが努力義務として規定されています。

平成 22 年 2 月に厚生労働省健康局長通知として新たに出された「受動喫煙防止対策について」の中では、その具体的な方向性として多数の者が利用する公共的な空間は禁煙とすべきであり、禁煙が困難な場合でも適切な分煙などで受動喫煙防止対策を求めています。また、「特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」とされています。

これまで WHO や国から示された受動喫煙防止対策の在り方、考え方を基本に、少なくとも市の施設においては市民を受動喫煙の害から完全に保護するため、市の施設の敷地内全面禁煙にすること。また、未成年者の利用が想定される公園等においても禁煙とし、たばこによるやけどや誤飲の被害等だけではなく、受動喫煙を未然に防止していくことなどを基本とする (仮称)「流山市受動喫煙防止条例」を策定します。



- 1、公共的な空間における受動喫煙の被害の防止に関して市、市民等、事業者、保護者の責務を明らかにし、受動喫煙による被害の防止のための対策を推進していく。
- 2、不特定または多数の者が利用する公共的な空間は原則として禁煙、禁煙が極めて困難な場合は、適切な受動喫煙防止対策を進めることを施設管理者に対して努力義務とする。
- 3、市が設置又は管理する施設及び公園等においては、敷地内を禁煙とする。
- 4、全面禁煙としている施設は全面禁煙であることが利用者にわかりやすいように表示等で周知をする。
- 5、分煙をしている施設は喫煙可能区域を明確に表示し、未成年の立ち入りが出来ない旨を利用者にわかりやすいように表示等で周知をする。